

ID: 14

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市行政財産使用料条例 第2条		
例規番号	平成7年条例第2号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の額) 第2条 使用料は,1年当りの額により算出するものとし,その額は,財産の種類及び使用の状況に応じ,次の各号に定めるところによる。 (1) 土地を使用させる場合には,当該土地の位置,形状,環境,使用の態様等を考慮して算定した当該土地の評価額に,100分の5を乗じて得た額(当該土地の使用許可期間が1月に満たない場合にあっては,更に100分の108を乗じて得た額) (2) 建物を使用させる場合には,次の各号の規定によって算出された額の合計額に100分の108を乗じて得た額(人の居住のための建物の使用(使用許可期間が1月に満たない場合を除く。))にあっては,次の各号の規定によって算出された額の合計額)に当該使用許可面積を当該建物の延べ面積で除して得た数を乗じて得た額 ア 建物の推定再建築費,耐用年数,経過年数,維持及び保存の状況,利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に100分の5を乗じて得た額 イ 当該建物の占める土地について,位置,形状,環境,使用の態様等を考慮して算定した当該土地の評価額に,100分の5を乗じて得た額 (3) 土地及び建物以外のものにおいて,前各号の規定に準じて算定した額とする。 2 建物の一部を使用させる場合であって,使用期間が1日に満たないときの使用料は,前項第3号の規定にかかわらず,適正な方法により算定した額とする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 18

担当部署: 財政課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市公有財産規則 第22条		
例規番号	平成12年規則第12号		
<b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し) 第22条 使用者が使用許可の条件に違反したときは,市長は,直ちに使用の許可を取消することができる。この場合,使用者が損害を被ることがあっても,市は,その責めを負わない。 2 前項に規定するもののほか,公用又は公共用に供するため必要と認めるときは,市長は,使用の許可を取消し,又はその内容を変更することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 19

担当部署: 財政課

処分の概要	使用等の制限
例規名 根拠条項	赤平市公共施設の使用等の制限に関する条例 第2条
例規番号	平成9年条例第3号
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用等の制限)  第2条 市長は、公共施設の使用等について別に定めるもののほか、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、その使用等を承認しない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び赤平市公共施設の使用等の制限に関する条例施行規則第2条の規定による。  (使用等を制限する施設)  第2条 条例第3条に規定する使用等を制限する施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 赤平市公民館</li> <li>(2) 赤平市総合体育館</li> <li>(3) 赤平市スカイスポーツ振興センター</li> <li>(4) 赤平市高齢者福祉研修施設</li> <li>(5) 赤平市共同浴場</li> <li>(6) 赤平市コミュニティセンター</li> <li>(7) 赤平市地域コミュニティセンター</li> <li>(8) 赤平市コミュニティ広場</li> <li>(9) ズリ山展望広場</li> <li>(10) 赤平市生活館</li> <li>(11) 赤平市ふれあいホール</li> <li>(12) 赤平市ふれあいプラザ</li> <li>(13) 赤平市エルム高原家族旅行村</li> <li>(14) 赤平市保養センター</li> <li>(15) 赤平市ケビン村</li> <li>(16) 赤平市エルム森林公園</li> <li>(17) 赤平市オートキャンプ場</li> <li>(18) 赤平市産業研修ホール</li> <li>(19) 赤平市都市公園</li> <li>(20) 赤平市交流センターみらい</li> <li>(21) 赤平市パークゴルフ場</li> <li>(22) 赤平市エルムの里ほろおか交流センター</li> <li>(23) 赤平市農村公園</li> <li>(24) 赤平市農産物加工実習センター</li> <li>(25) 赤平市営テニスコート</li> <li>(26) 赤平市民プール</li> <li>(27) 赤平市虹ヶ丘球場</li> </ol>	

--

備考	
----	--

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日
-------	------------------	---------	-----------------

ID: 10

担当部署: 財政課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市手数料徴収条例 第2条		
例規番号	平成12年条例第2号		
<b>【根拠条文】</b> (手数料の額) 第2条 手数料の額は、別表に掲げる額とする。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 12

担当部署: 財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市手数料徴収条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第2号		
<b>【根拠条文】</b> (過料) 第8条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日